

衆議院議員総選挙・最高裁判所 裁判官国民審査のお知らせ

投票日 令和8年2月8日（日）

発行

安平町選挙管理委員会
事務局
(安平町役場総合庁舎内)
TEL 22-2511

＜重要なお知らせ＞全国の多数の事例を踏まえ、昨年7月より、以下の3点について変更としていますので、十分ご注意くださるようお願いいたします。

◆投票日当日の投票時間を変更しました

投票時間は 7時 から 19時 までとなりました。

◆一部の投票所を統合しました

- ・旧) 第1投票区（旭陽会館） ⇒ 新) 第2投票区（追分ふれあいセンターい・ぶ・き）
- ・旧) 第5投票区（明春辺） ⇒ 新) 第3投票区（花若会館）
- ・旧) 第10投票区（北町会館） ⇒ 新) 第7投票区（保健センター）

* 統合によりご不便をおかけする方々のため、移動期日前投票所を統合地区に開設いたします。対象者には、移動期日前投票所の開設日時が記載された案内文書を投票所入場券に同封しますので必ずご確認ください。

◆投票区番号を変更しました

投票所の統合により12カ所あった投票所が9カ所となるため、各投票所に付番されていた投票区番号を変更しています。新たに付番された投票所は、第1から第9投票所で下の表のとおりです。お手元に配達される「投票所入場券」に投票区と投票所が記載されていますので投票の際には必ずご確認ください。

投票区・投票所		投票区・投票所		投票区・投票所	
第1投票区	青葉会館	第4投票区	安平公民館	第7投票区	保健センター
第2投票区	追分ふれあいセンターい・ぶ・き	第5投票区	北進会館	第8投票区	富岡会館
第3投票区	花園若草会館	第6投票区	早来公民館(町民センター)	第9投票区	遠浅公民館

選 挙 期 日

□投票日

2月8日（日）（投票時間 7時から19時まで）

□期日前投票・不在者投票期間

1月28日（水）～2月7日（土）まで（投票時間 8時30分から20時まで）

「最高裁判所裁判官国民審査」の期日前投票は2月1日（日）～2月7日（土）までとなりますので、ご注意ください。

投票できる方

投票日において引き続き安平町の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている方で、次の①と②のいずれの要件にも該当する方は安平町で投票することができます。

① 住所の要件
令和7年10月26日までに安平町へ転入し、転入手続きを済ませた方

② 年齢の要件
平成20年2月9日までに生まれた方

※ 転出される方でも、安平町から投票所入場券が届いた場合は、安平町での投票となります。

※ 令和7年10月26日以降に安平町へ転入された方で、前住地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、前住地で投票することができます。

投票所入場券の配付

投票所入場券（はがき）は、これまで世帯ごとにまとめて送付していましたが、送付誤りを防ぐため、今回から選挙人個人宛てに送付いたします。

なお、間違いや不審な点がございましたら、お手数でも安平町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

また、送付された投票所入場券を紛失されても、本人であることが確認できれば投票できますので、身分を証明できる物（免許証やマイナンバーカードなど）をご持参のうえ、投票所又は期日前投票所へお越しください。

※ 投票所入場券は、1月26日（月）に発送予定です。（郵便事業の見直しにより、送達に時間がかかることがあります。）

※ 統合により投票所が変更になる方に対しては、移動期日前投票所のご案内を同封いたします。

※ ご自身の投票所は投票所入場券に記載されています。

※ 投票所入場券裏面の宣誓書は期日前投票の際に記入するもので、投票日当日に投票される方は記入する必要はありません。

投票の方法

今回の選挙は、衆議院議員通常選挙（小選挙区選挙・比例代表選挙）と最高裁判所裁判官国民審査になります。

1. 衆議院議員総選挙・小選挙区選挙

あさぎ色の投票用紙に候補者の氏名を記入して投票します。

2. 衆議院議員総選挙・比例代表選挙

ピンク色の投票用紙に政党名を記入して投票します。

3. 最高裁判所裁判官国民審査

うぐいす色の投票用紙に辞めさせたい裁判官がいる場合には、その裁判官に×印を、辞めさせたい裁判官がない場合には何も書かずに投票します。

不在者投票について

指定された病院・老人ホーム等に入院・入所されている方はその施設、また安平町の選挙人名簿に登録されている方で、町外に滞在している方はその滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

入院・入所されている施設又は安平町選挙管理委員会に早めに申し出てください。

なお、指定されていない施設に入院・入所されている方は、最寄りの選挙管理委員会等で不在者投票をしていただくことになります。ご不明な点は安平町選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

※ 公示日前でも請求することができますので、早めにご請求いただきますようお願いします。

郵便等による不在者投票

身体に重度のしうがいのある方は、自宅などで投票することができる「郵便等による不在者投票」という制度があります。郵便等による不在者投票を行うには郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

詳しくは安平町選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票について

期日前投票制度とは、投票日当日に次のような理由で投票所に行くことができない場合に、投票日前であっても選挙期日と同様に投票を行うことができる制度です。

- ①仕事や学業、地域行事、冠婚葬祭などの予定がある方
- ②用事のため投票日に町内にいない方
- ③病気、ケガ、妊娠などの理由で投票日に投票所に来られない方
- ④交通の不便な場所に住む方やそこに滞在中の方
- ⑤投票日に町外に居住している方
- ⑥天災又は悪天候により投票所に到達することが困難な方

※ 投票日に選挙権を有することになる方（18歳になる方）で、期日前投票期間には選挙権を有しない方（17歳の方）については、不在者投票となりますのでご注意ください。

1. 期日前投票所の開設期間

1月28日（水）から2月7日（土）まで

「最高裁判所裁判官国民審査」の期日前投票は
2月1日（日）～2月7日（土）まで

2. 期日前投票所の開設時間

8時30分から20時まで

3. 期日前投票所の場所

総合庁舎1階ロビー内又は総合支所ロビー内

※ 投票区にかかわらず、いずれの期日前投票所においても投票できます。

4. ご持参いただくもの 投票所入場券（印鑑は不要）

5. 期日前投票所での投票の手続き



※ 投票所入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめ記入しご持参いただくと受付が早く済みます。

※ 投票所入場券を紛失されても投票することができます（左の「投票所入場券の配付」の項目をご参照ください）。

開票について

2月8日（日）午後8時から早来公民館（町民センター）体育館において、開票作業を実施します。

当日は直接会場で参観することができますが、開票の状況は、安平町ホームページに公表します。

【安平町HP：選挙速報ページ】

<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/senkyo>

＜お問い合わせ先＞

〒059-1595 安平町早来大町95番地
安平町役場（総合庁舎）内

安平町選挙管理委員会事務局
TEL 0145-22-2511

